

県立新発田南高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ定義と本校の基本認識

(1) いじめ

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との基本認識に立ち、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止の基本姿勢として以下の四点をあげる。

- ① いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり
- ② 自己有用感を高め、自尊感情を育てる教育活動
- ③ いじめの認知・早期発見
- ④ いじめの早期解決と解消後の見守り（再発防止）

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり

- ① 人権教育、同和教育講演会
- ② 教育相談、アンケートの実施
- ③ 職員対象研修会の実施

(2) 協調心を高め、自尊感情を育てる教育活動

- ① 生徒会活動、行事、部活動
- ② 委員会活動、体育祭、文化祭、修学旅行、部活動等
- ③ 学習活動と授業
朝学習、課外授業、個別指導

3 いじめの認知・早期発見のための取組

(1) 日常観察（学級、授業）

朝の挨拶運動、休み時間、授業、L H R、部活動、S N S

(2) 教育相談、保護者懇談

生徒（学期毎）、保護者（年2回）、学年P T A

学級担任援助（学年主任、教頭による指導・助言、外部機関との連携）

(3) アンケート

いじめアンケート（学期毎、生徒）

体罰アンケート（年1回、生徒・保護者・教職員）

(4) 不登校傾向生徒への早期対応

学級担任による連絡、家庭訪問、欠席理由の把握

学年主任への報告、いじめ防止委員会への報告

(5) いじめの認知への速やかな対応

いじめ対応委員会による迅速な認知判断、事案ごとのアンケート調査、外部機関との連携、県教委への報告

(6) その他（保健室、部活動、行事など）

保健室の利用状況、課外活動への参加状況の把握と情報共有の強化

4 いじめの早期解決のための取組

(1) いじめ対応委員会

個別事案ごとの対応委員会「〇〇事案対応委員会」とし、明確な目標を定めて、事態の収拾にあたる。

(2) 外部専門機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、県教育委員会、警察、児童相談所、その他相談機関との連携

(3) 保護者との連携

被害生徒の保護者への協力要請及び支援

加害生徒の保護者への協力要請及び支援

(4) 事後指導

再発防止のため、関係生徒の一定期間の見守りと相談活動

5 いじめに取り組む校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

① 構成：教頭、いじめ対策推進教員、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、工業学科主任、養護教諭、特別支援コーディネーター

② 業務：いじめ防止対策、調査及び相談

年間計画の立案、悩みを抱える生徒の発見と情報収集、教育相談での情報、アンケート結果についての報告、対応についての調整

③ 開催：月1回程度

(2) いじめ対応委員会

① 構成：校長、教頭、いじめ対策推進教員、該当学年主任、該当担任、生徒指導主事、養護教諭

② 業務：いじめの認知、解決に向けての計画及び指揮、外部機関との連携

③ 開催：随時

(3) いじめ重大事態対策委員会

① 構成：校長、教頭、いじめ対策推進教員、校務運営委員会

② 業務：緊急・重大事態に対して、県教育委員会と連携を取り、解決にあたる。

③ 開催：緊急・重大事態

6 その他

生徒、社会状況の変化により、発生する問題と必要な対応は変化する。よって、この基本方針は毎年改訂を重ねるものとする。